

軽自動車税環境性能割の概要

1. 課税団体	市町村 ※ただし、当分の間、都道府県が賦課徴収を行う
2. 課税客体	三輪以上の軽自動車の取得（特殊自動車を除く）
3. 納税義務者	軽自動車の取得者
4. 課税標準	軽自動車の通常の取得価額
5. 税率	本則 0～3％（環境性能等に応じて税率が決定） ※当分の間の措置として 0～2％に軽減
6. 免税点	50万円
7. 徴収方法	申告納付
8. 沿革	令和元年 消費税率 10％への引上げ（令和元年 10 月）に伴い環境性能割の創設